



プラスチック製容器包装

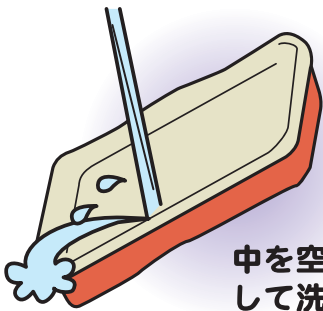


商品が入っているもの(容器)、商品を包んでいるもの(包装)でプラスチック製のもので、対象となるものには  が付いています。

- レジ袋、お菓子の袋などの**袋類**
- 弁当の容器、豆腐の容器、たまごの容器、プリンなどの**パック・カップ容器類**
- シャンプーやリンスなどの**ボトル容器類**
- 果物や電化製品等を包んでいる商品保護用の**シート類(缓冲材)**

出し方・注意事項

- ・中を空にして洗って水切りをしてください。
- ・内容物が取りきれないもの、汚れがひどいものは、「燃やせるゴミ」へ。
- ・キャップ(ふた)類は、「燃やせるゴミ」としてください。
- ・薬類の容器包装は、「燃やせるゴミ」としてください。
- ・素材がプラスチックであっても、容器包装にあたらないものは「燃やせるゴミ」へ。(下記参照)
- ・**指定ゴミ袋には、個々に入れてください。
(小袋等にまとめたまま入れないでください)**



中を空にして洗う



キャップ(ポンプ部分)は外す

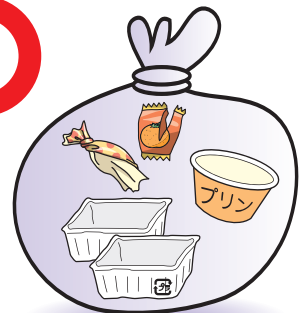
悪い例

処理する際、指定袋を開け、さらに中の袋も開けなければならない



良い例

処理する際、指定袋を開ければよい



これらのものは対象外です

● 容器包装ではないもの

・商品そのものや商品の一部であるもの

プラスチック製の日用品(カゴ、ハンガー、洗面器など)、台所用品(タッパー、カップ、ザルなど)、プラスチック製おもちゃ、CD・CDケース、飲料用ストロー、コンビニ弁当のスプーン など

・商品でないものの容器や包装

ダイレクトメールを入れた封筒、クリーニングの袋、薬の空き容器・薬袋、楽器・カメラのケース など



● 汚れを落としにくいもの

油容器、マヨネーズ・ケチャップ・わさびなどのチューブ容器、バター・マーガリン容器 など



燃やせるゴミへ